

第 号
令和 年 月 日

税務署長

酒 類 保 存 命 令 通 知 書

令和 年 月 日付で申請のあった酒類の保存命令については、令和 年 月 日付第 号で通知した酒税保全担保提供命令を取り消し、下記酒類製造場から移出する酒類に対する酒税について、酒税法第 31 条第 1 項後段の規定により下記のとおり酒類を保存することを命じます。

なお、酒類を分割して保存したい場合は、酒類分割保存承認申請書を提出してください。

記

製 造 場 の 所 在 地	
製 造 場 の 名 称	
保存すべき酒類の価額	
担保される移出期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
酒 類 保 存 証 書 を 提 出 す べ き 期 限 等	保存すべき酒類及び保存方法を定めたときは、酒類保存承認申請書を提出して承認を受けること。
	酒類保存証書は、令和 年 月 日までに提出すること。